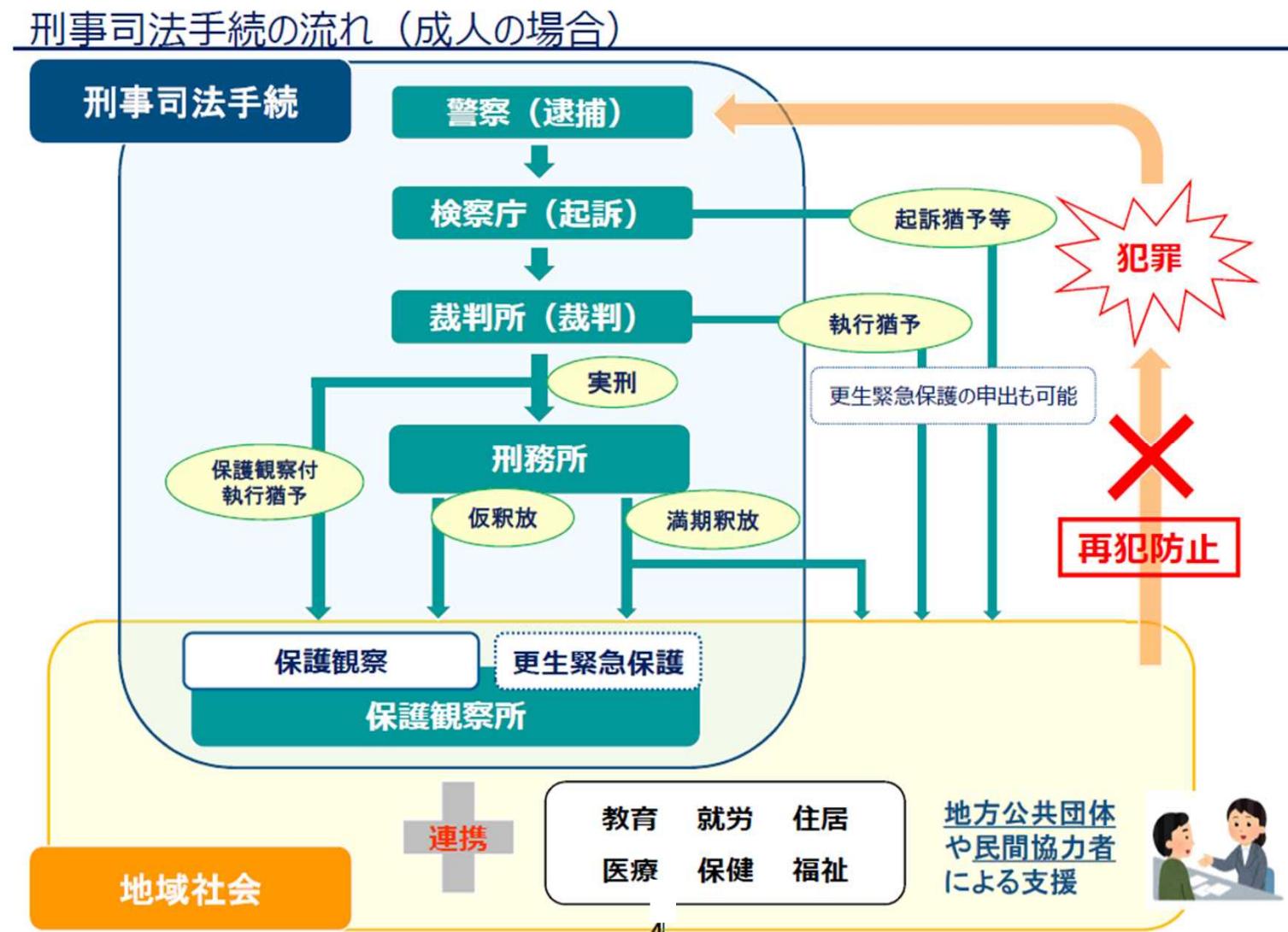
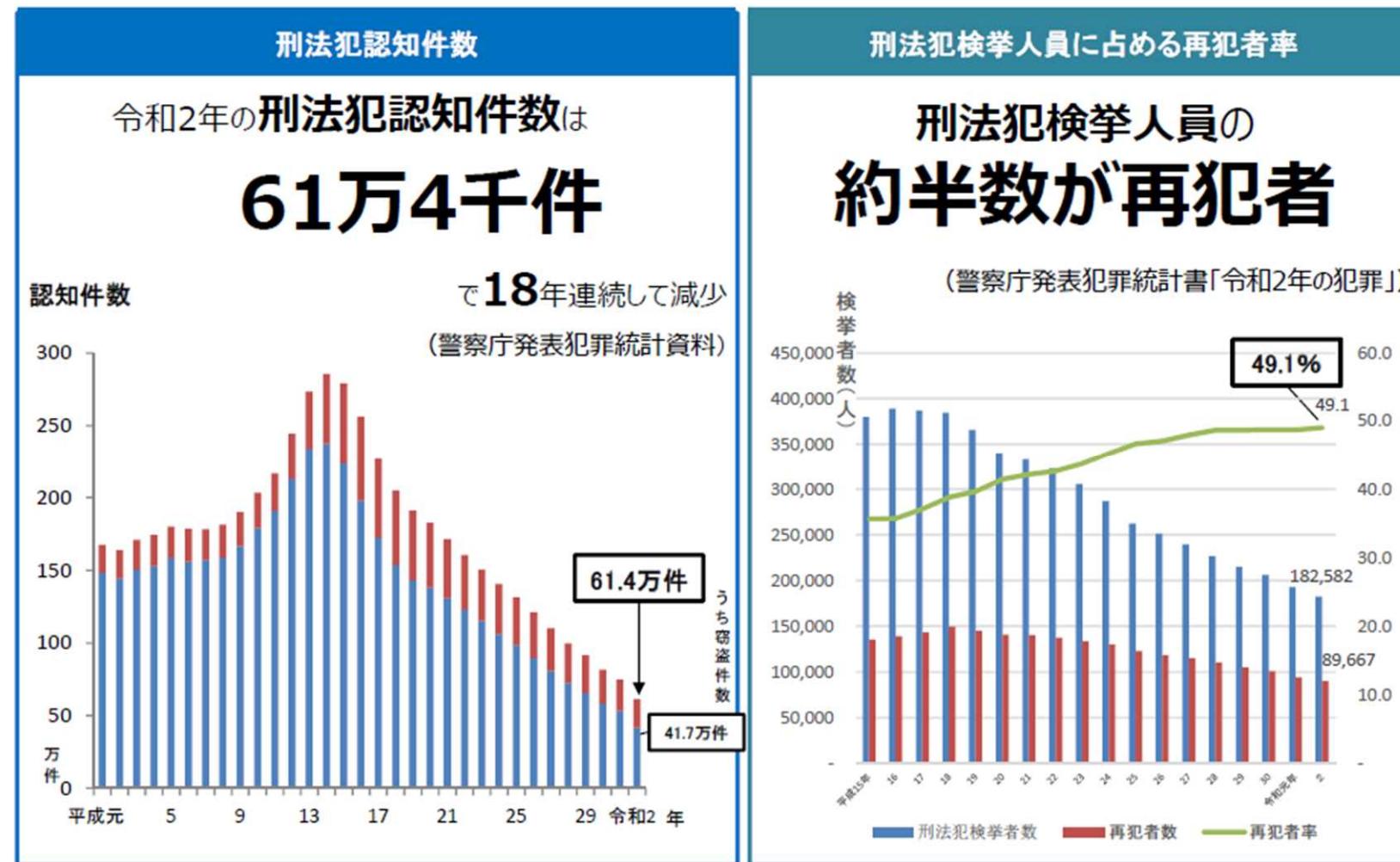


1. 刑事司法手続きの流れ（成人の場合）



(資料 法務省 令和3年度地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会（関東ブロック協議会）

2. 再犯者率の高い現状

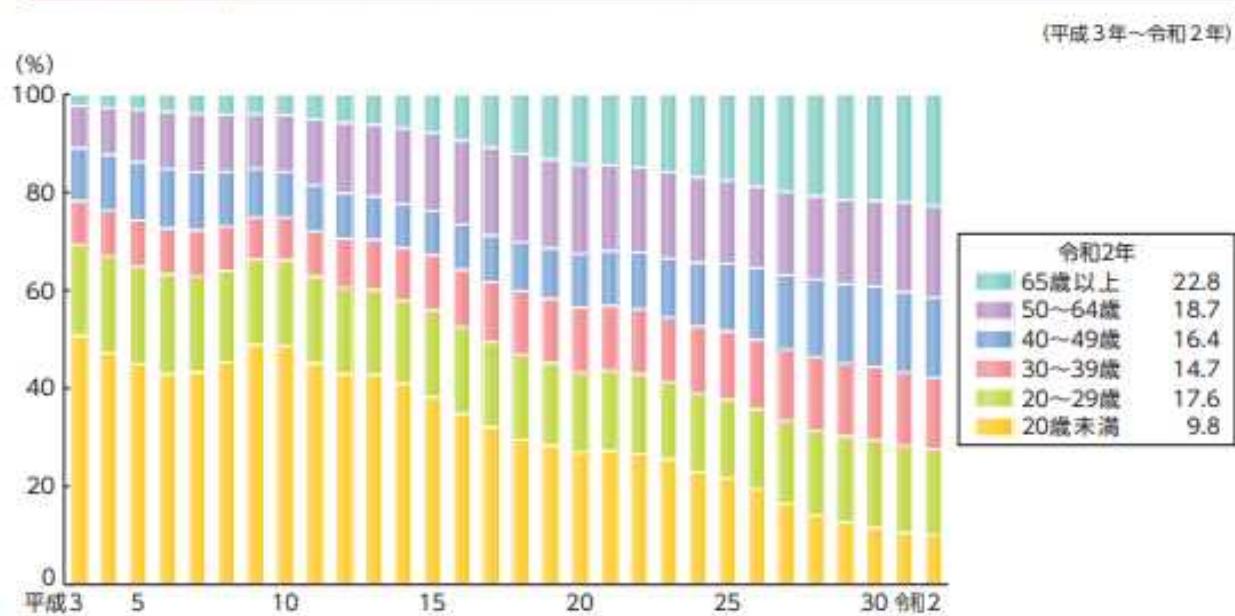


(資料 法務省 令和3年度地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会（関東ブロック協議会）

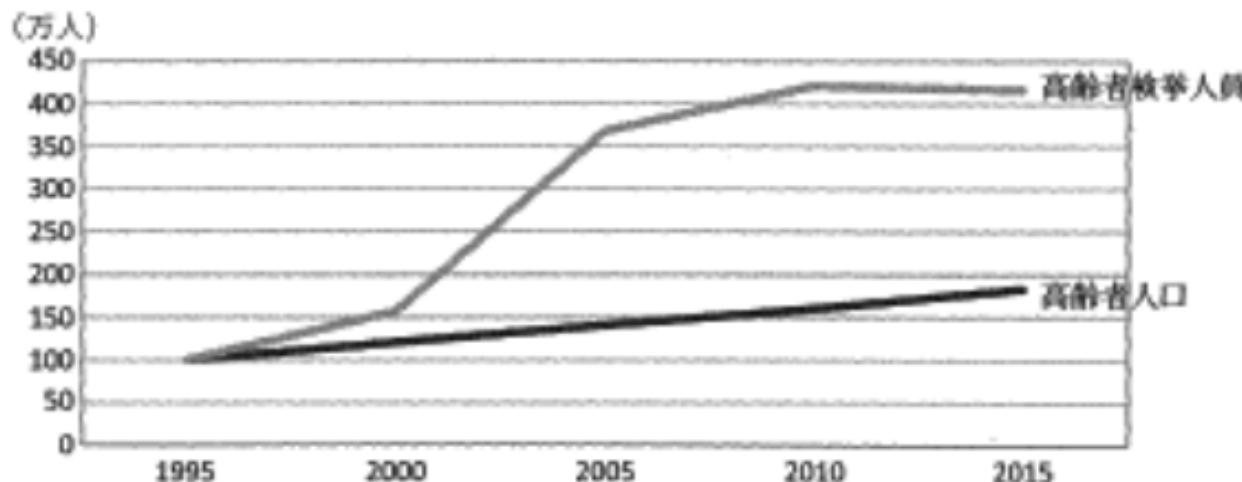
再犯者率とは、犯罪者として検挙された者の中で犯罪前歴のある者の比率を指す。

3 少子超高齢化社会における日本の犯罪動向

1-1-1-5図 刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移



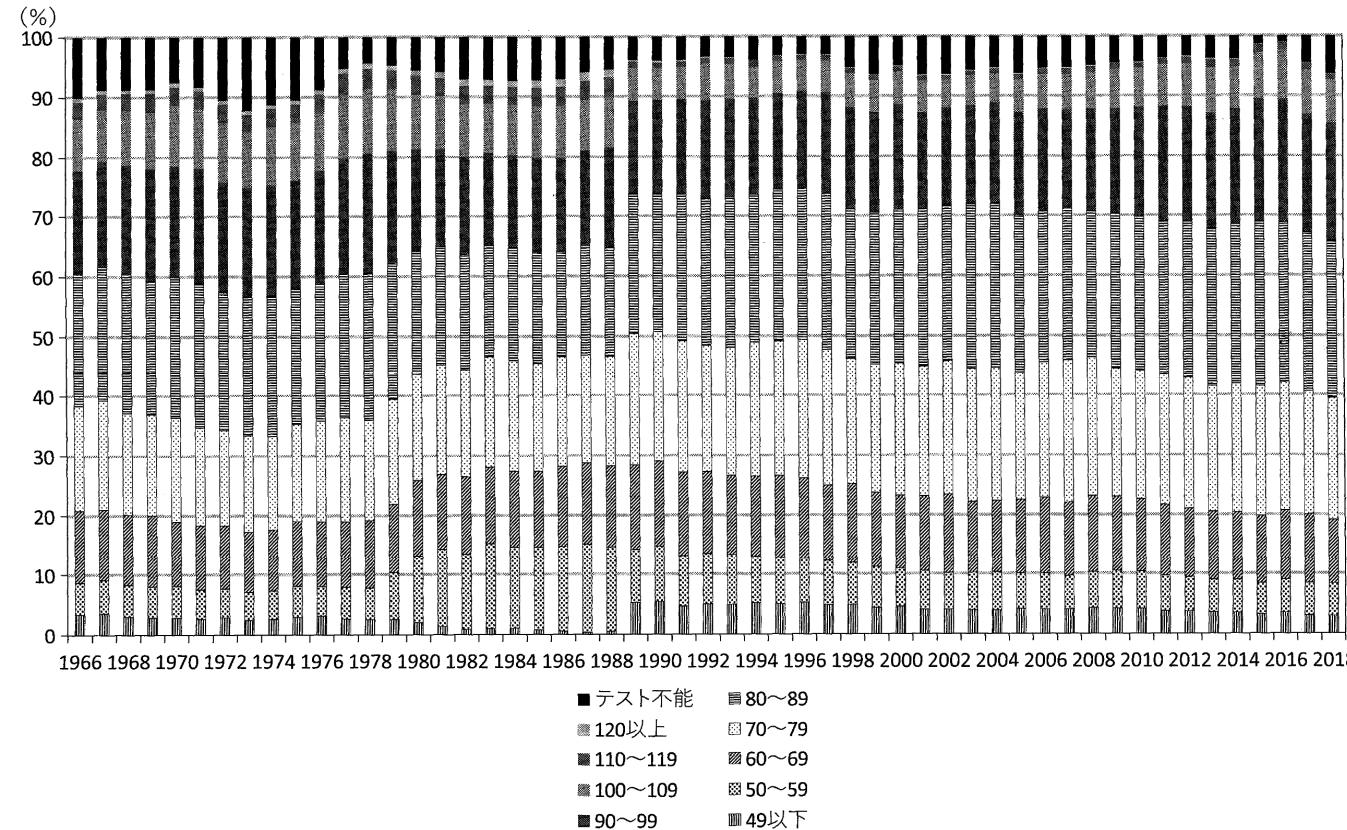
全体としての犯罪が減少する一方で、高齢者による犯罪は減少していない。20歳代前半までに活動的な犯罪者の数は半減し、28歳までには85%が犯罪から身を引くことは、世界的な傾向である。日本では、1990年代後半からこの現象がみられなくなっている。(1-1-1-5図)



出典：「高齢社会白書」および「犯罪白書」をもとに著者作成。

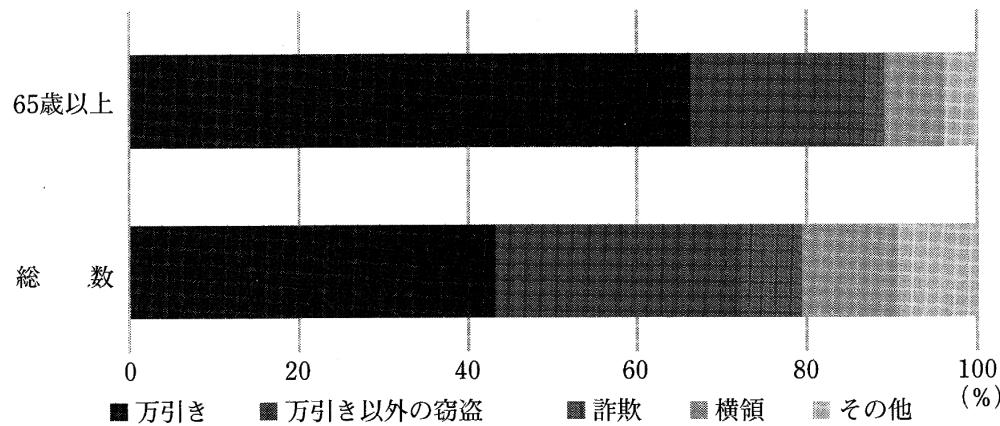
図1-④ 1995年を100としたときの高齢者人口と高齢者検挙人員の推移

高齢者人口と高齢者検挙人員を比べても、その増加は顕著(図1-④)



出典：『矯正統計年報』をもとに著者作成。

図1-⑤ 新受刑者の能力検査値の推移



注1：犯行時の年齢による。

注2：「横領」は、遺失物等横領を含む。

出典：『犯罪白書』をもとに著者作成。

図1-⑥ 一般刑法犯高齢者の検挙人員の罪名別構成比

新受刑者の知能指数相当値の推移をみると、知的障がいの診断基準であるIQ70未満の者は1979年以降を20%を超えており、境界域といわれるIQ70から79までの者を含めるとその数は約半数近くに及ぶ。（図1-⑤）

図1-⑤の「テスト不能」の者には、外国人受刑者以外の重度障がい者や認知症を発症している高齢者も含まれている可能性はある。

そうなると新受刑者のうち50%以上の者が何らかの障がいを有しており、支援の必要性が高い。

「万引きは老人の犯罪」であるということはよく知られた事実（図1-⑥）

⇒生活の基盤を失った多くの高齢者や障がい者等が軽微な犯罪をくり返して実刑となっているという実態がある。

矯正施設が社会的な制度の中で唯一、対象者の収容に当たつて「受入拒否のできない機関」になっている。社会福祉の尻拭いを刑事司法が行っていたと指摘する専門家も

「法務省矯正官署の平成22年度の予算額は2,300億円で、矯正施設の収容者は7万5,000人。一人あたりの受刑者に要するコストは300万円をいう計算になる。」

3. 国・都の動向

| | |
|-------|---|
| 平成15年 | (国) 犯罪対策閣僚会議 「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部等の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進するための会議。 |
| 平成24年 | (国) 再犯防止に向けた総合対策 再犯防止対策を「『世界一安全な国、日本』復活の礎ともいべき重要な政策課題である。」と明言した。 |
| 平成26年 | (国) 宣言：犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～ 社会からの排除・孤立ではなく、再び受け入れる社会へ |
| 平成28年 | (国) 薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策 ～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～ (国) 「再犯の防止等の推進に関する法律」成立 再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにする。 |
| 平成29年 | (国) 「再犯防止推進計画」初策定（平成30年度～令和4年度） 今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。 |
| 令和元年 | (国) 「地方再犯防止推進計画策定の手引き」 (都) 「東京都再犯防止推進計画」初策定（令和元年度～5年度） |

4. 「再犯の防止等の推進に関する法律」

(1) 基本理念(第三条) 概略

- ① 犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- ② 矯正施設に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられること
- ③ 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力すること
- ④ 犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ずる

(2) 基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の关心と理解を醸成

4. 「再犯の防止等の推進に関する法律」（続き）

（3）重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等，広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

（4）再犯の防止等に関する施策の指標

- 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率
- 新受刑者中の再入者数及び再入者率
- 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率
- 主な罪名別2年以内再入率

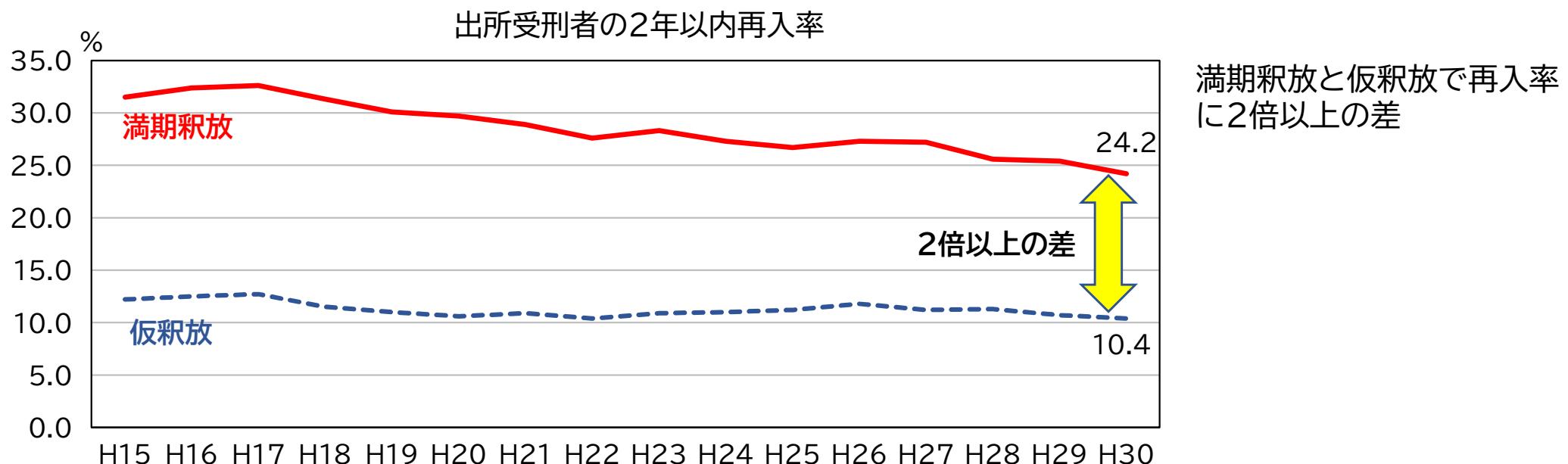
※そのほか、動向を把握するための参考指標の設定あり

5. 国の「再犯防止推進計画加速化プラン」概要

「再犯防止推進計画」(平成29年12月閣議決定、計画期間：平成30年度～令和4年度)に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策について、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

●重点的に取り組むべき3つの課題

- 1 満期釈放者対策の充実強化
- 2 地方公共団体との連携強化の推進
- 3 民間協力者の活用の促進



資料:再犯防止推進白書(法務省調査)

- **満期釈放**: 収容期間を満了して矯正施設を出所すること。保護観察が受けられない。**仮釈放**: 収容期間満了前に仮に釈放して保護観察のもと更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図る制度。家族や身元引受人の存在が必要となることもある。

6. 都の「再犯防止推進計画」概要

基本方針〔重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等のための取組
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組
- ⑥ 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組

7. 計画策定にあたっての市の考え方

- 地域共生社会の実現のためには、生きづらさを抱えている市民誰も一人もとりこぼさず、地域における「息の長い」支援を実施する必要がある。
- 満期釈放者等、刑事施設から出所した者への支援(出口支援)のみならず、起訴猶予者等、刑事施設の入所に至る前の段階での支援(入口支援)についても連携の取組みを検討する必要がある。
- 高齢、障がい、生活困窮等の複合的な要因により罪を犯してしまう方を福祉サービス等に繋げるための体制整備が必要である。
- 生活基盤を安定させるため、就労支援や居住支援が必要である。

※ 刑事司法と福祉との連携に当たっての留意点

目的が違う刑事司法と福祉との連携を考える上では、福祉の側から支援に当たる者が両者の機能の違いを認識した上で、福祉の本来の役割役割を果たすという視点から対応することが重要

表 刑事司法と福祉のアイデンティティの隔たり

| | 刑事司法 | 福祉 |
|------|---------|--------------|
| イメージ | 切断 | 受容 |
| 基本機能 | 社会防衛 | 自立援助 |
| 目的 | 再犯防止 | 人間的成長 |
| 職務 | 規律順守 | ソーシャルワーク |
| 解決方法 | 法的解決 | 実体的解決 |
| 行動様式 | パターナリズム | インフォームドコンセント |
| 決定方法 | 指示・命令 | 自己決定 |
| 手続 | 適正手續 | フェアネス |
| 対応 | 一般的 | 個別的 |
| 態度 | 権威的 | 自律性 |
| 役割 | 処遇決定 | 人権擁護 |

出典:「司法福祉:罪を犯した人への支援の理論と実践」法律文化社。222-224頁